
呉市次期ごみ処理施設整備運営事業
実施方針

令和6年7月1日

呉市

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業 実施方針

目 次

第1章 用語の定義.....	1
第2章 事業内容に関する事項.....	4
第3章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	18
第5章 公共施設の立地及び規模に関する事項.....	19
第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項	20
第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	21
第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	22
第9章 その他事業の実施に関し必要な事項.....	23

第1章 用語の定義

No	用語	定義
1	本施設	本事業において設計・施工され、運営される焼却施設及び粗大ごみ処理施設をいい、建築物及びプラント設備、構内道路等の外構の全てを総称していう。
2	本事業	本市が実施する呉市次期ごみ処理施設整備運営事業をいう。
3	事業者	構成員、協力企業及び運営事業者を総称して又は個別にいう。
4	本市	呉市をいう。
5	落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する者をいう。
6	構成員	構成企業のうち、落札者として決定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
7	協力企業	構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運営業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
8	特別目的会社	落札者の構成員の出資により、本事業の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社のことを特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）といい、本事業では「運営事業者」のことをいう。
9	設計・施工業務	本事業のうち、本施設の設計・施工に係る業務をいう。
10	運営業務	本事業のうち、本施設の受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務その他関連業務をいう。
11	基本協定	本事業開始のための基本的事項に関し、本市と落札者が締結する呉市次期ごみ処理施設整備運営事業基本協定書に基づく協定をいう。
12	基本契約	本事業の実施に際し、本市と事業者が締結する呉市次期ごみ処理施設整備運営事業基本契約書に基づく契約をいう。
13	建設事業者	本事業において、設計・施工業務を担当する者をいう。
14	建設工事請負契約	本市と建設事業者が締結する呉市次期ごみ処理施設整備運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
15	運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する特別目的会社であり、本事業の運営業務を担当する者をいう。
16	運営業務委託契約	本市と運営事業者が締結する呉市次期ごみ処理施設整備運営事業運営業務委託契約書に基づく契約をいう。

No	用語	定義
17	事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。
18	入札説明書等	本市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
19	処理対象物	本市内、江田島市内及び今治市内（関前地区に限る）から排出され、本市、委託業者、許可業者、排出事業者、本市民及び今治市民（関前地区に限る）が本施設に搬入する搬入物及び市内外から非定常的に発生する災害廃棄物等を総称して又は個別にいう。
20	焼却施設	本施設を構成する施設のうち、可燃ごみ、助燃剤、粗大・不燃残渣・資源化残渣及び本施設から排出される処理残渣を焼却処理する施設をいう。
21	粗大ごみ処理施設	本施設を構成する施設のうち、粗大ごみ・不燃ごみを処理する施設をいう。
22	搬入不適物	本施設で処理をしないものを総称していう。
23	PFI 法等	PFI 法、PFI 法に基づく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及びガイドライン（PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン、PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン、VFM（Value For Money）に関するガイドライン、契約に関するガイドラインーPFI 事業契約における留意事項についてー、モニタリングに関するガイドライン、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン）を総称して又は個別にいう。
24	PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
25	実施方針	「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業実施方針」をいう。
26	入札説明書	入札公告時に公表する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業入札説明書」をいう。
27	要求水準書	入札公告時に公表する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業要求水準書」をいう。
28	落札者決定基準書	入札公告時に公表する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業落札者決定基準書」をいう。

No	用語	定義
29	様式集	入札公告時に公表する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業様式集」をいう。
30	基本協定書（案）	入札公告時に公表する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業基本協定書（案）」をいう。
31	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業基本契約書（案）」をいう。
32	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業建設工事請負契約書（案）」をいう。
33	運營業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業運營業務委託契約書（案）」をいう。
34	入札参加希望者	本事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
35	入札参加者	本事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
36	構成企業	構成員と協力企業の総称をいう。
37	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
38	不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震その他の自然災害及び騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、本市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。

第2章 事業内容に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

呉市次期ごみ処理施設整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

呉市長 新原 芳明

(4) 事業予定地

広島県呉市広多賀谷3丁目8番6号

(5) 事業の目的

現ごみ処理施設供用開始から21年が経過し、当該施設の老朽化への対応として、令和5年3月に呉市次期ごみ処理施設（以下「本施設」という。）を整備する計画を策定し、令和12年度に本施設の稼働を予定している。

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である呉市次期ごみ処理施設の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進めることを目的とする。

(6) 事業の内容

ア 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本市は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社が、本市の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（環境省）の対象事業として実施する予定である。

イ 契約の形態

本市は、本事業開始のための基本的事項に関し、基本協定を落札者と締結する。

本市は、基本協定に基づき、本事業の設計・施工業務及び運営業務を一括で行わせるため、基本契約を事業者と締結する。また、本市は、基本契約に基づき、事業者のうち建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約を締結する。

以下、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の3つの契約をまとめて「事業契約」（本事業の事業スキームは、別紙1を参照のこと。）という。

ウ 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

- 事業期間 : 事業契約締結日から令和32年3月31日まで
- 設計・施工期間 : 事業契約締結日から令和12年3月31日まで
- 運営期間 : 令和12年4月1日から令和32年3月31日まで
- (運営準備期間 : 事業契約締結日から令和12年3月31日まで)

エ 事業スケジュール（予定）

- (a) 実施方針の公表 令和6年7月1日
- (b) 特定事業の選定・公表 令和6年9月上旬
- (c) 入札公告 令和6年10月上旬
- (d) 提案書提出 令和7年3月上旬
- (e) 落札者の決定 令和7年5月下旬
- (f) 基本協定の締結 令和7年6月上旬
- (g) 仮契約の締結 令和7年7月下旬
- (h) 事業契約の締結 令和7年9月下旬
- (i) 設計・施工着手 令和7年10月上旬
- (j) 本施設の竣工及び引き渡し 令和12年3月31日
- (k) 供用開始 令和12年4月1日
- (l) 事業契約満了 令和32年3月31日

オ 事業者が行う業務範囲

事業者が行う主な業務範囲は、次のとおりとする。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

なお、事業者は、事業期間を通じ、本市が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

また、本事業は性能発注（設計施工契約）方式を採用しているため、入札説明書、要求水準書等に明記されていない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な設備又は性能を発揮させるために当然必要と思われる措置等については、建設事業者及び運営事業者の費用と責任において適宜対応すること。

(a) 設計・施工業務

- ① 建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。
- ② 建設工事については、プラント設備工事、建築工事、建築設備工事その他関連工事を行う。
- ③ 工事範囲の詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示す。

- ④ 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分その他関連業務、建築確認等の関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行う。
- ⑤ 事業用地は、杭が施工された土地であり、杭の引き抜き工事は別途実施する旧焼却施設の解体事業者若しくは建設事業者と別途契約を締結する予定である。

(b) 運營業務

- ① 運営事業者は、本市と締結する運營業務委託契約に基づき、処理対象物を受け入れ、要求水準書に規定する要求水準を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運營業務として受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務その他関連業務を行う。
- ② 運営事業者は、処理対象物、薬剤等、処理残渣等を搬入及び搬出する車両を計量し、記録の集計、保管、確認、報告等を行う。
- ③ 運営事業者は、処理対象物の受入及び計量を行う。また、許可業者、排出事業者、本市民又は今治市民（関前地区に限る）が搬入する処理対象物については、本市の規定に即した料金徴収を代行するものとする。なお、処理手数料は、本市の収入とする。
- ④ 運営事業者は、焼却施設を運転することによって発生する熱を利用して発電等を行い、本施設内で有効利用、周辺公共施設への供給を行うとともに、余剰電力を第三者に販売するものとする。余剰電力に係る収入については、本市の収入とする。詳細は、入札説明書等に明記する。
- ⑤ 運営事業者は、焼却施設の運転に伴い発生した焼却灰、飛灰等（資源化物を含む）を施設内に適正に貯留した後、本市に引き渡す。なお、その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- ⑥ 運営事業者は、粗大ごみ処理施設及び呉市資源化施設から選別及び搬入された可燃性残渣を焼却施設に搬送し、焼却処理するものとする。
- ⑦ 運営事業者は、粗大ごみ処理施設に搬入された有害ごみ・危険ごみ（リチウムイオン電池、未処理のスプレー缶等）を、原則、本施設内に適正に貯留・保管した後、呉市資源化施設に運搬する。
- ⑧ 運営事業者は、粗大ごみ処理施設に搬入され、選別された資源物（金属類）を、原則、本施設内に適正に貯留・保管した後、本市に引き渡す。その際、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- ⑨ 運営事業者は、本施設にやむを得ず持ち込まれた搬入不適物について、原則、本施設内に適正に保管した後、呉市一般廃棄物最終処分場に運搬する。ただし、本処分場で埋立てできない搬入不適物は、適正に保管した後、本市に引き渡す。なお、本市に引き渡す際には、運営事業者は、積み込みまでの範囲を担うものとする。
- ⑩ 運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情について、本市と連携して適切な対応を行う。
- ⑪ 運営事業者は、本施設の見学者対応等について、本市と連携して行う。
- ⑫ 運営事業者は、災害廃棄物の受入や処理等について、本市と協力して対応する。

カ 本市が行う業務範囲

本市が行う主な業務は、次のとおりとする。

(a) 敷地の確保

本市は、本事業を実施するための敷地を確保する。

(b) 環境影響評価の実施

本市は、本事業に係る環境影響評価を実施する。

(c) 処理対象物の搬入

本市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物を搬入する。

(d) 焼却灰等の資源化及び最終処分

本市は、本施設において、運営事業者から焼却灰、飛灰等、搬入不適物、金属類等を受け取り、資源化又は最終処分を行う。

(e) 本事業のモニタリング

本市は、設計・施工業務及び運営業務の各段階において実施状況の監視を行う。

(f) 住民への対応

本市は、本施設の設計・施工期間における周辺住民からの意見や苦情について、建設事業者と連携して適切な対応を行う。

(g) 施設見学者への対応

本市は、本施設の見学者対応等について、運営事業者と連携して行う。

(h) 建設費等の支払い

本市は、呉市会計規則（昭和 39 年呉市規則第 35 号）に基づき、設計・施工業務に係る対価（建設費）を建設事業者に対し、運営業務に係る対価（運営業務委託料）を運営事業者に支払う。

(i) 本事業に必要な行政手続

本市は、本事業を実施する上で必要な循環型社会形成推進交付金の申請、施設設置届の届出、各種許認可手続等の各種行政手続を行う。

キ 事業者の収入

(a) 本事業の設計・施工業務に係る対価

本市は、本事業の設計・施工業務に係る対価について、建設事業者に支払う。

(b) 本事業の運営業務に係る対価

本市は、本事業の運営業務に係る対価について、固定費用と変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動。）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年 1 回見直しのための確認を行い、必要に応じて委託料の改定を行う。

ク 雇用等への配慮

(a) 雇用については、本市内の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

(b) 下請人等を選定する際は、本市内に本社又は本店（建設業許可事務ガイドラインについて（令和 4 年 12 月 28 日国不健第 463 号）に規定する主たる営業所に限る。）を有する者（以下「地元企業」という。）を優先し活用するよう努めること。ただし、工事の性質等

により地元企業に発注することが適当でない場合は、本市内に営業所を有する業者を優先し活用するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

ケ 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表

本市は、次に示すPFI法等に定められている考え方・手順に準じて、本事業を特定事業として選定することとする。

(1) 選定基準

本事業をPFI法等に準じて実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において、公共サービスの水準の向上を期待できるときは、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行う。公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。

第3章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定するものとする。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）によるものとする。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
令和6年7月1日	実施方針の公表
令和6年7月1日 ～7月12日	実施方針に関する質問・意見の受付
令和6年7月31日	実施方針に関する質問の回答
令和6年9月上旬	特定事業の選定・公表
令和6年10月上旬	入札公告 入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営業務委託契約書（案））の公表
令和6年10月中旬	現地見学会
令和6年10月下旬	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和6年11月下旬	入札説明書等に関する質問回答（第1回）の公表
令和6年11月下旬	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和6年12月上旬	参加資格審査結果の通知
令和6年12月上旬	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問（第2回）の受付
令和7年1月中旬	対面的対話の実施（第2回質問回答を兼ねる）
令和7年1月下旬	対面的対話結果（議事録）及び入札説明書等に関する質問回答（第2回）の公表
令和7年3月上旬	入札提案書類の受付
令和7年5月上旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査、開札
令和7年5月下旬	落札者の決定及び公表
令和7年6月上旬	基本協定締結
令和7年7月下旬	事業仮契約締結
令和7年9月下旬	事業契約締結

(2) 入札手続等

ア 実施方針に関する質問・意見の受付

本事業への参加を希望する民間事業者から、実施方針に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(a) 受付期間

令和6年7月1日（月）～令和6年7月12日（金）午後5時15分まで

(b) 提出方法等

(i) 提出先

呉市 環境部 環境政策課

(ii) 提出方法

実施方針に関する質問・意見書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。なお、質問・意見書のデータはMS-Excel形式で作成すること。

(iii) 電子メールアドレス

kansei@city.kure.lg.jp

(c) 回答方法

実施方針に関する質問への回答は、令和6年7月31日（水）に本市のホームページにて公表予定とする。

(d) その他

「質問」として提出された場合であっても、本市にて記載内容が「意見」と判断した場合には、「意見」として取扱い、また、「質問」の内容が本事業の実施に直接関係がない場合は、回答を差し控える。

イ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問・意見を踏まえ、本事業をPFI法等に準じて実施することが適切であると認めた場合、本事業を特定事業として選定し、令和6年9月上旬に公表する。

ウ 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、本事業を特定事業として選定した場合、入札公告を行い、令和6年10月上旬に事業者の募集を開始する予定である。また、同日、入札説明書等を本市のホームページ等にて公表する。

エ 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を開催する予定である。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

オ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、具体的な日程、場所等については入札説明書等に示す。

カ 参加資格確認申請書類の受付、確認結果の通知

本事業の入札参加希望者に、参加表明書、参加資格確認申請書等の参加資格確認に必要な書類の提出を求める。なお、参加資格確認の結果は入札参加希望者に通知する。書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書に示す。

キ 対面的対話の実施

本事業に係る入札提案書類の受付に先立ち、本市は入札参加者との対面的対話の実施を予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

ク 入札提案書類の受付

本事業に関する入札提案書類（入札書及び技術提案書）を令和7年3月上旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、本市が必要であると判断した場合には、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

ケ 落札者の決定・公表

入札提案書類については、呉市ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）において総合的に評価を行い、最優秀提案者を選定する。本市は、事業者選定委員会の評価結果を踏まえ、落札者を決定し、入札参加者に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

(3) 事業契約の締結

本市は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。当該協議に基づき、落札者は、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社の形態により本事業を実施するための特別目的会社を設立する。

本市は、本事業に係る基本契約を事業者と、建設工事請負契約を建設事業者と、運營業務委託契約を運営事業者と令和7年9月に締結する。なお、建設工事請負契約については、呉市議会の議決を経るものとする。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）と運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 設計・施工業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者（共同企業体を組成する場合は、当該共同企業体の代表者）は、構成員とならなければならない。また、運營業

務において、運営事業者から直接「運転管理業務」、「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。

ウ 入札参加者の構成企業を構成する企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。

エ 入札参加者は、「第3章 3 (2) イ (a) 焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、運営事業者の最大の出資者（出資割合50%超）になるものとする。また、建設事業者が複数の企業で組成される共同企業体となる場合、代表企業が共同企業体の代表者になるものとする。なお、当該代表企業が入札手続等を行うものとする。

オ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

カ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業についても同様である。

キ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

※その他本市が必要と認める入札参加者の構成等は、入札説明書等に明記する。

(2) 入札参加者の構成企業の要件

入札参加者は、本事業の設計・施工業務及び運営業務を行う者として、次のアからウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1者で複数の項の要件を満たす者は、当該1者のみで複数の項の業務にあたることが可能である。

ア 本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件

本施設の建築物の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者は次の要件を全て満たすこと。

(a) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。

(b) 建設業法第3条第1項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。

(c) 本施設の建築物の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。

(d) 本市の最新の入札参加等資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が1,200点以上であること。

(e) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事の実績（平成 21 年 4 月 1 日以降に稼働したものに限る。）として、次のいずれかを有すること。

・元請の場合：単独企業又は共同企業体[※]としての実績とする。ただし、建築物の一部のみの施工の実績は認めない。

・下請の場合：一次下請け（単独企業又は共同企業体[※]）としての実績とする。ただし、元請企業に建築物に係る建設工事を担当する企業が含まれる場合又は建築物の一部のみの施工の実績は認めない。

※共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する者において、建築物に係る建設工事を行う者のうち最大の施工能力を有する者としての実績に限る。

イ 本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

(a) 焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、代表企業が次の要件を全て満たすものとし、他の者は構成員又は協力企業とすること。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- ③ 本市の最新の入札参加等資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が 1,200 点以上であること。
- ④ 次の施設要件のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。
 - ・平成 21 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 100 t / 日以上かつ複数炉構成とする。）
 - ・PFI 方式又は DBO 方式にて発注された全連続燃焼式焼却施設

(b) 粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件

粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工を行う者は、次の要件を全て満たす構成員とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 者は次の要件を全て満たす構成員とし、他の者は構成員又は協力企業とすること。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 粗大ごみ処理施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格証を有する者を専任で配置できること。
- ③ 本市の最新の入札参加等資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- ④ 次の施設要件のプラント設備に係る設計・建設工事の実績を元請として有すること。

- ・平成 21 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、高速回転破砕機を有する施設

ウ 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う者は、次の要件を全て満たす構成員又は協力企業とすること。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、運転管理業務を担う 1 者が次の (a) の要件を満たし、運転管理業務又は維持管理業務を担う 1 者が次の (b) の要件を満たすこと。

(a) 平成 21 年 4 月 1 日以降において、次の施設要件の運転管理業務を行った実績を有すること。なお、該当する実績が PFI 又は DBO 事業の場合には、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において運転管理業務を担っている者については、本要件を満たすものとする。

- ・地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 100t/日以上かつ複数炉構成とする。）

(b) 次の全ての要件を満たす技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として、運営開始後最低 2 年間、運営事業者に配置できること。

- ① 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。
- ② 一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（ストーカ方式、施設規模 100t/日以上かつ複数炉構成とする。)) の現場総括責任者としての経験を有すること。

※その他本市が必要と認める各業務を行う者の要件は、入札説明書等に明記する。

(3) 構成企業のその他の要件

入札参加者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- イ 本事業における各構成企業の役割に応じた本市の最新の入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ウ 入札公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成 9 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づいて更生手続又は再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始後又は再生計画の認可決定後、本市の入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
- カ 入札公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- キ 法人及びその代表者（委任関係のあるときはその受任者）に市町村税の滞納がないこと。

ク 次のいずれにも該当しないこと。

- (a) 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事業所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が呉市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 13 日条例第 1 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領第 2 条第 2 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (b) 役員等が呉市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (c) 役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (d) 上記（a）～（c）までに規定する場合のほか、役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (e) 入札参加者の経営に暴力団、暴力団員又は暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

ケ 次のいずれにも該当しないこと。

- (a) 本市が本事業に係る発注支援業務を委託している者
- (b) 上記（a）と当該発注支援業務において提携関係にある者
- (c) 本事業に係る事業者選定委員会の委員が属する法人
- (d) 上記（a）～（c）のいずれかと資本面若しくは人事面において関連がある者

なお、実施方針において、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者を言い、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

本事業に関し、本市の発注支援業務を行う者及び提携関係にある者は次のとおりである。

- ・株式会社エイト日本技術開発
- ・豊原総合法律事務所

(4) 参加資格の確認

- ア 参加資格審査基準日は参加資格審査申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格審査基準日から起算して 3 ヶ月以内とする。
- イ 参加資格審査基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業

が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認のうえ、本市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格審査基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。

ウ 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断した場合は、本市と協議を行うものとする。

エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(5) 共同企業体の結成に関する要件

本事業の建設工事の施工を目的として、共同企業体を結成し工事にあたる場合は、次に定めるところによるものとする。

ア 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

イ 共同企業体の運営形態は、任意とする。

ウ 共同企業体の代表者は、本事業において中心的な役割を担う焼却施設のプラント設備の設計・施工を行う者のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

エ 本市と契約を締結した共同企業体の存続期間は、原則として当該工事の完成後3カ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合がある場合には、共同企業体の各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

(6) 運営事業者の設立に関する要件

ア 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに運営事業者を設立すること。

イ 運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、運営事業者の本店所在地は、本施設内に設置することを認める。その場合、本施設は無償で使用することができる。

ウ 運営事業者の目的は、本事業の運営業務を実施することのみであること。

エ 運営事業者への出資は落札者の構成員に限り、落札者の構成員以外の者の出資は認めない。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。

オ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 事業者選定委員会の設置

入札提案書類の審査は、学識経験者等で構成する事業者選定委員会にて行う。

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、事業者選定委員会において入札提案書類の審査を総合評価の方法により行い、最優秀提案者を選定する。総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を最優秀提案者として選定する。本市は、事業者選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。詳細は入札公告時に公表する落札者決定基準書に明記する。

(3) 結果の公表

本市は、事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定した場合は、その結果を速やかに公表する。

(4) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属するものとし、本市に帰属しない。ただし、公表、展示その他本市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、入札参加者の承諾がある場合に限り、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。ただし、落札者以外の提案書については、落札者を決定した後に返却する。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

第4章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設的设计・施工及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、原則として別紙2に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する施設的设计・施工、運営について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書で明示し、最終的には、事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、事業者の提供する施設的设计・施工、運営に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本市は運營業務委託料の減額等を行うとともに、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

第5章 公共施設の立地及び規模に関する事項

1 公共施設の立地

- (1) 所在地 広島県呉市広多賀谷3丁目8番6号
- (2) 敷地面積 約1.53ha
- (3) 地域地区等
- ア 都市計画 都市計画区域内
 - イ 用途地域 工業専用地域
 - ウ 防火地域指定 なし
 - エ 高度地区指定 なし
 - オ 建ぺい率 60%
 - カ 容積率 200%
 - キ 緑化率 15%以上（敷地内で255m²以上）

2 施設の規模及び概要

施設の種類		概 要	
次期 ごみ 処理 施設	焼却施設	処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
		処理能力	230 t / 日（115 t / 24 h × 2 炉）
		処理対象物	可燃ごみ（可燃性破砕物、資源化後可燃物を含む）
	粗大ごみ 処理施設	処理設備	低速回転式破砕機、高速回転式破砕機
		処理能力	36 t / 日を1日当たり5時間で処理
		選別設備	磁選機、アルミ選別機
		処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ

第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、本市と事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスに債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。当該協議の結果、事業契約を解除することとなった場合の詳細は、事業契約に定める。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

本市は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

第9章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、建設工事請負契約の締結について、呉市議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担 当 課	:	呉市 環境部 環境政策課
住 所	:	〒737-8501 広島県呉市中央 4-1-6
T E L	:	0823-25-3383
電 子 メール	:	kansei@city.kure.lg.jp
ホームページ	:	https://www.city.kure.lg.jp/

呉市長 新原 芳明 様

実施方針に関する質問・意見書

「呉市次期ごみ処理施設整備運営事業」の実施方針について、次のとおり質問・意見がありますので提出します。

担当者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	電子メール	

(1) 実施方針に関する質問

						総質問数	問
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	3	第 2 章	1	(1)	事業の目的		

(2) 実施方針に関する意見

						総意見数	問
No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	
1	3	第 2 章	1	(5)	事業の目的		

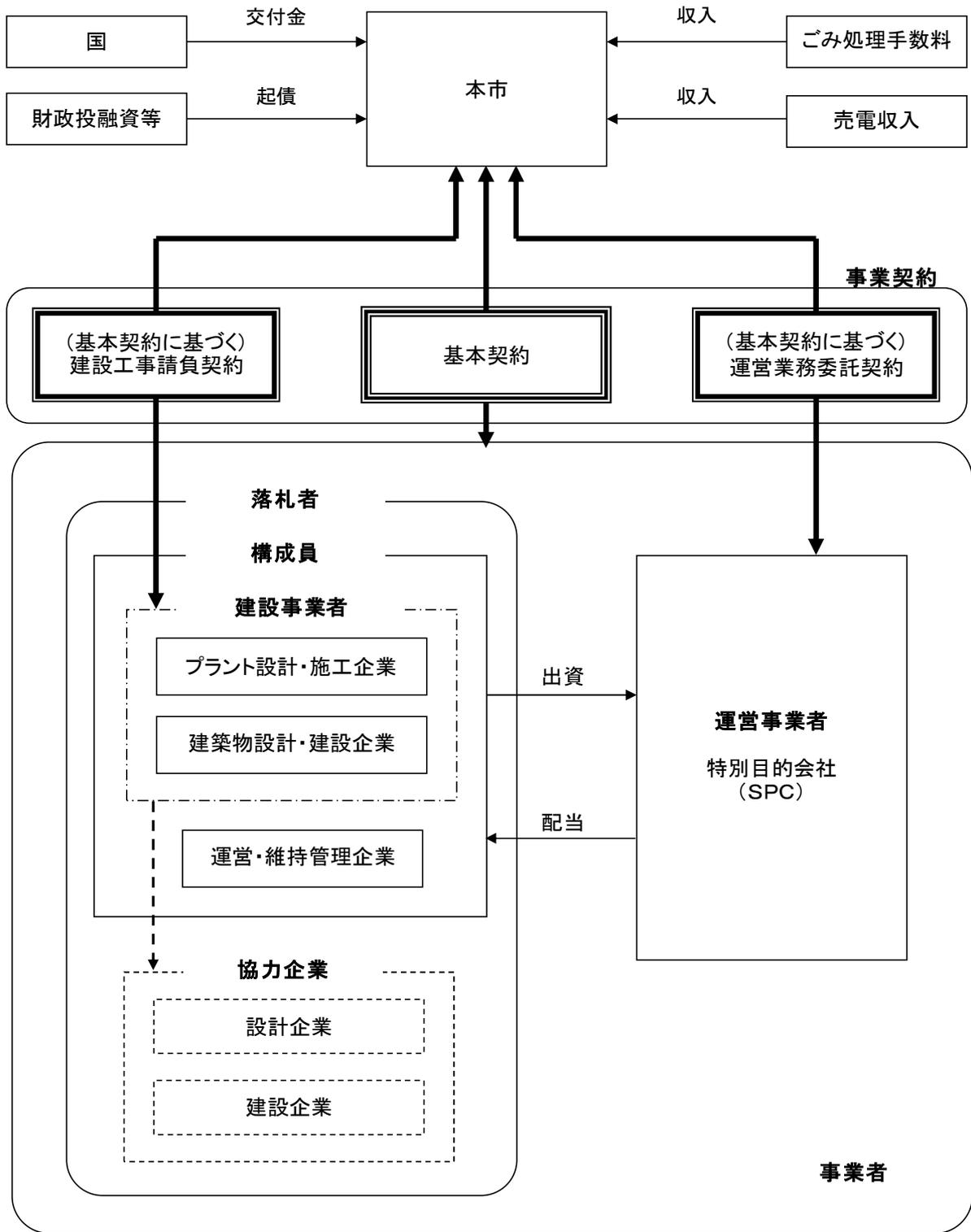
※1：質問・意見は、本様式 1 行につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。

※2：質問・意見数に応じて行数を増やし、「No」の欄に通し番号を記入すること。なお、「No」欄及び「頁」欄等英数字を記入する際は、半角で記入すること。

※3：本様式の MS-Excel データは、呉市ホームページにおいてダウンロードすることができる。

ホームページアドレス <https://www.city.kure.lg.jp/>

別紙1 本事業の事業スキーム（例）



別紙2 リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者		
		本市	事業者	
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記により、本市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	本市の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	△	△
	計画変更リスク	本市の指示 ^{注2} による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する市民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	本事業に直接関係する税制度の変更等	○	
		上記以外の税制度の変更等		○
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注3}	○	△
施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注3}		○	△	
事故の発生リスク	設計・施工、運営において発生する事故		○	
事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	本市の指示 ^{注2} 、本市の債務不履行によるもの	○		
	事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○	
不可抗力リスク	不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注4}	○	△	
設計段階	設計変更リスク	本市の指示 ^{注2} 、提示条件の変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	本市の指示 ^{注2} 、提示条件の変更によるもの	○	
上記以外の要因によるもの			○	

○主分担、△従分担

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	本市の指示 ^{注2} 、提示条件の変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示 ^{注2} 、提示条件の変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○	
運営段階	処理対象物の質の変動リスク	処理対象物の質に起因するもの ^{注5} （計画ごみ質の範囲内）		○
	処理対象物の量の変動リスク	処理対象物の量の変動に起因するもの ^{注6} （処理能力の範囲内）		○
	性能リスク	要求水準の未達		○
	搬入不適物の混入リスク	事業者が善良な管理者の注意義務を果たしておらず、搬入不適物が混入したことにより生じた損害 ^{注7}		○
	運営費増大リスク	本市の指示 ^{注2} による運営・維持管理費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営・維持管理費の増大		○
	売電収入変動リスク	電力会社の単価変更による売電収入の変動	○	
事業者の事由による売電収入の変動			○	
施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 事業者の債務不履行、要求水準の未達等、事業者の責に帰すべき場合の本市の指示は除く。

注3) 物価変動については、一定程度（設計・施工業務に関しては、契約約款によるものとし、運営業務に関しては1.5%を想定。）までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。

注4) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度（当該年度における運営業務委託料の1/100を想定）までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。

注5) 処理対象物の質の変動については、計画ごみ質の範囲外は本市の負担とする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

注6) 処理対象物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応することとする。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議による。

注7) ただし、事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしたことを確認できた場合は、本市の負担とする。

※本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に各契約書（案）等において示す。